

情報環境機構協議会運営内規

平成23年5月31日協議会決定

(目的)

第1条 この内規は、京都大学情報環境機構規程（平成17年3月22日達示第13号制定）（以下「機構規程」という。）第10条の規定に基づき、情報環境機構（以下「機構」という。）の協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 協議会は次の各号に掲げる事項を審議する

- (1) 機構の組織に関する事項
- (2) 機構の教員の人事に関する事項（全学教員部で取り扱うものを除く）
- (3) 機構の教職員の人事に関する事項（教員定員を流用する特定有期雇用職員に限る）
- (4) その他機構の運営に関する重要事項

(協議会委員の選出)

第3条 機構規程第6条第1項第6号の委員とは、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年4月1日達示第1号制定）（以下「組織規程」という。）に定める次の者とする。

- (1) 組織規程第15条に定める研究科等で、情報環境機構長（以下「機構長」という。）が必要と認めた者 若干名
- (2) 組織規程第30条及び第45条及び第46条に定める附置研究所及び全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設で、機構長が必要と認めた者 若干名
- (3) その他、機構長が特に必要と認めた者 若干名

(協議会の指定する重要事項)

第4条 機構規程第8条第3項に定める協議会の指定する重要事項とは、以下の事項をいう。

- (1) 機構の組織改編に関する事項
- (2) 機構の教員（客員教員及び特定有期雇用教員を除く）の選考に係る諸条件の検討に関する事項

(委任事項)

第5条 協議会は、次に掲げる事項の審議を、機構規程第17条に定める運営委員会に委任する。

- (1) 客員教員及び特定有期雇用教員の選考に関する事項
- (2) 教員の辞職及び学内他部局等への転出に関する事項
- (3) 教職員の称号付与に関する事項
- (4) 教員の兼務に関する事項
- (5) 教員の兼業に関する事項
- (6) 概算要求に関する事項
- (7) 予算・決算に関する事項
- (8) 外部資金の受け入れに関する事項
- (9) その他機構における調査研究に関する事項

2 運営委員会は、上記委任事項に関し、審議の状況、結果を協議会開催時にその都度報告する。

(教員選考)

第6条 教員を選考する必要があるときは、機構長は、協議会に諮り、当該教員選考にかかる諸条件を検討し、情報基盤担当の理事に教員選考開始の要請を行う。

(その他)

第7条 この内規に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は協議会が定める。

附 則

この内規は、平成23年5月31日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この内規は、平成28年4月1日から施行する。

2. この規程の施行日前に教員の採用又は昇任のための選考を開始した場合の当該選考の手続きについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成30年7月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年6月11日から施行する。